

## 条件付一般競争入札(事前審査型)の実施について公告

下記の工事請負契約について、次のとおり条件付一般競争入札(事前審査型)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成22年7月2日

彦根市長 獅山 向洋

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第2805-8014号
- (2) 工事名称 旧ひこね荘解体工事
- (3) 工事場所 彦根市八坂町2061番地9
- (4) 工事概要 旧ひこね荘(RC造、2階建て)解体 約2,300㎡  
従業員宿舎(S造、2階建て)解体 約200㎡  
付属施設解体 1式
- (5) 施工期間 契約締結日の翌日から平成22年11月10日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 見積内訳書の提出 要

### 2 入札方法

郵便による入札とする。

### 3 落札者の決定方法

- (1) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事です。
- (2) 総合評価に関する事項については、別添『総合評価方式実施に係る説明書』を参照してください。説明書および総合評価に関する確認事項申請書等の各様式は、彦根市ホームページの当該公告掲載のページからダウンロードできます。

### 4 発注工事種別

土木一式工事・建築一式工事

### 5 入札参加方式

単体のみ

### 6 入札参加資格要件

この入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 平成22年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)の土木一式工事において、格付区分の「AまたはB」または、建築一式工事において格付区分の「A、BまたはC」に登録されている者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による土木一式工事または建築一式工事に係る特定建設業の許可を有するものであること。
- (3) 有資格者名簿に登録されている本店が、審査基準日から引き続いて彦根市に有する者である

こと。

- (4) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 彦根市建設工事等の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)、商法(明治 32 年法律第 48 号)の会社整理または特別清算および破産法(平成 16 年法律第 75 号)よる申立てがなされている者でないこと。ただし、信用性が回復された者は除く。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- (9) 対象工事について、建設業法第 26 条および設計図書等に定める主任技術者または監理技術者および現場代理人等を適正に配置することができること。

## 7 入札参加申込等

- (1) 入札の参加希望者は、「条件付一般競争入札参加申請書」(以下「申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けること。なお、受付期間中に、申請書を提出しない者および入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することはできない。
- (2) 申請書提出
  - ア 申請書の提出は、別に定める様式により行うものとする。
  - イ 申請書は、持参するものとする。  
(申請書の様式は、彦根市ホームページの当該公告掲載のページからダウンロードできます。)
- (3) 申請書の受付
  - 受付期間 平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 7 日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条に規定する休日(以下「彦根市の休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで
  - 受付場所 彦根市総務部契約監理室
- (4) 入札参加資格の通知  
平成 22 年 7 月 8 日までに入札参加資格が「無し」と決定した者についてのみ「入札参加資格確認通知書」で F A X 送信により通知する。

## 8 設計図書等の配付方法

設計図書等の希望者への配布は、指定販売店で販売することによって行うものとするので、次の順に手続を行うこと。

- (1) 購入予約
  - 受付期間：平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 7 日まで(彦根市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、7 月 7 日の受付時間は正午までとする。
  - 購入予約の受付が午前中の場合は、同日の午後 3 時以降、午後の場合は、翌日(彦根市の休日を除く。)の午前 10 時以降の販売とする。
  - 受付場所：彦根市都市建設部建築指導課
- (2) 購入方法  
購入の予約後に下記の指定販売店で販売期間内に購入すること。
  - (ア) 指定販売店  
彦根市小泉町 19 番地 10

進々堂商光株式会社

電話番号 0749-22-7897

(1) 販売期間

平成 22 年 7 月 2 日から平成 22 年 7 月 7 日まで(彦根市の休日を除く。)の午前 10 時から午後 5 時まで

- (3) 配付された設計図書等は、著作権があるため取扱いには十分注意し、当該工事の見積り以外の目的に使用してはならない。

9 現場説明会

現場説明会は行わない。

10 質問受付方法

- (1) 設計図書等について質問がある場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参すること。

受付期限 平成 22 年 7 月 9 日 正午まで

受付場所 彦根市都市建設部建築指導課

- (2) 質問に対する回答書は、下記の期日に配布する。

配布期日 平成 22 年 7 月 13 日 午後 1 時 30 分から午後 5 時まで

配布場所 彦根市都市建設部建築指導課

11 入札書の郵送方法等

- (1) 郵送開始日 平成 22 年 7 月 14 日

郵送開始日より前に郵送した場合、彦根郵便局での保管期限を超過した郵便物は返却されるので郵送開始日以後に手続を行うこと。

- (2) 入札書等到着期限 平成 22 年 7 月 22 日 彦根郵便局留

- (3) その他

ア 郵送方法 一般書留、簡易書留または特定記録郵便

イ 郵送先 彦根郵便局留 彦根市役所契約監理室 行

ウ 郵送内容 郵便入札専用封筒または任意の封筒に次の書類を封入する。

入札書および見積内訳書

(入札書および見積内訳書の様式は、彦根市ホームページの当該公告掲載のページからダウンロードできます。)

12 入札参加辞退

入札参加申込(入札書等郵送)後に技術者等の配置ができなくなった等の理由により参加を辞退する場合、開札の前までに入札参加辞退届の書面(様式は任意)を契約監理室へ直接持参すること。

なお、開札会場で入札参加者または入札参加者から委任を受けた者(開札立会の受任者)が開札前までに入札執行者に直接申し出ることでも辞退することができる。

13 見積内訳書

見積内訳書は、指定様式とし、次の事項を記載すること。

- (1) 日付(原則として開札日を記載すること。)

- (2) 入札者の住所、商号または名称および代表者氏名

- (3) 工事名称および工事場所
- (4) 工事費見積内訳
- (5) 入札使用印の押印

14 開札(入札)執行の日時、場所

- (1) 日時 平成 22 年 7 月 26 日 午前 9 時 00 分から
- (2) 場所 彦根市元町 4 番 2 号  
彦根市総務部契約監理室

15 契約締結後の留意事項

- (1) 建設労働者の確保および適正な賃金等労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配慮すること。
- (2) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、優先的に市内業者の活用に努めること。

16 その他

当入札に関するその他の事項については、別紙のとおりとする。

17 問い合わせ先

彦根市役所 総務部契約監理室

〒522 - 8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号  
TEL 0749 - 22 - 1411(内線 291、292)  
TEL 0749 - 30 - 6110(直通)

ただし、工事発注仕様書に関する内容については次による。

彦根市役所 都市建設部建築指導課

〒522 - 8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号  
TEL 0749 - 22 - 1411(内線 256、257)  
TEL 0749 - 30 - 6125(直通)

(別紙)

## 入札について

### 1 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

### 2 かし担保期間 なし

3 連帯保証人 不要 (彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)第28条による。)

4 前金払 有 (彦根市契約規則第64条による。)

5 部分払 有 (彦根市契約規則第67条による。)

### 6 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 特定記録郵便、一般書留郵便または簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札書等
- (3) 持参、宅配便等で契約担当課(室)に直接提出された入札書等
- (4) 入札公告で指定する到着期限より後に彦根郵便局に到達したもの
- (5) 彦根郵便局において契約監理室あて局留分として引渡しがなされなかったもの
- (6) 同一入札について、複数の入札書等を郵送したもの
- (7) 入札書または見積内訳書その他必要とされた書類が同封されていない入札
- (8) 1枚の封筒の中に、複数の工事の入札書等を同封した入札
- (9) 封筒に記載の工事名または差出人と同封された入札書の工事名または入札者が相違する入札
- (10) 入札書に記名押印がない入札
- (11) 入札書の入札金額を加除訂正している入札または記載した金額、その他記載事項が不明確または記載事項に誤りのある入札
- (12) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (13) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札
- (14) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

### 7 その他必要事項

- (1) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則、彦根市条件付一般競争入札実施要領および彦根市郵便入札実施要領等を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札回数は原則2回(再度入札)までとするが、必要と認める場合は3回(再々度入札)まで行う場合がある。ただし、予定価格を事前に公表したものににかかる入札回数は1回とする。
- (3) 予定価格を事後に公表する入札において初度の入札により予定価格と最低制限価格の範囲と

- なる額の入札がない場合、予定価格に到達しない額の応札者より再度の応札（必要と認める場合は、再々度の応札）を求める。この場合の入札に係る提出要領は別途該当者に通知する。
- (4) 初度の入札において入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は再度入札に参加できないものとする。
  - (5) 最低制限価格未満の入札をした者は失格とし、再度入札に参加できないものとする。
  - (6) 再度入札において無効の入札をした者および最低制限価格未満の入札をした者は、再々度入札に参加できないものとする。
  - (7) 予定価格を事前公表したものの予定価格を超える額の入札をした者は失格とする。
  - (8) 落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に消費税相当分(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を入札書に記載すること。
  - (9) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令の定めに抵触する行為を行ってはならない。
  - (10) 公告日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者とは契約を締結しない。
  - (11) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、前記の契約保証金に記載した履行保証措置を講じた上、7日以内に契約書を契約担当者に提出すること。